

平成30年度第2回原町区地域協議会 会議録

<地域協議会の日時・場所>

1 日 時 平成30年5月16日(水)
開始 14時30分
終了 16時40分

2 場 所 市役所本庁舎4階議員控室

【 会 議 録 】

1 開会

■事務局

委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより平成30年度第2回原町区地域協議会を開会いたします。まず初めに、本日の会議の成立要件について事務局から報告いたします。事前に高玉委員、渡邊委員、中澤委員、鈴木委員からは欠席報告を頂いております。委員15名のうち、現在の出席委員は11名で濱田委員については遅れて参加されるとのことです。よって、半数を超えているため、本会議は成立していることをご報告いたします。

【出席委員名】 12名

高野 博幸、山城 雅昭、西山 良雄、猪野 昇、渋谷 克之、濱田 賢次
西 祥一、渡部 順子、宮下 亨、渡邊 国弘、岡崎 由佳、齋藤 実

【欠席委員名】 3名

高玉 智子、中澤 邦子、鈴木 清重、

2 会長あいさつ

3 地域自治区及び地域協議会の概要について

■課長

続きまして、任期満了に伴い、今回新しく委員になられた方が大半になりますので、地域自治区及び地域協議会の概要について、事務局から説明いたします。

■事務局

(説明)

4 議事

(1) 会議録署名人の指名

■会長

署名委員の指名ですが、猪野委員、渋佐委員の2人をお願いします。

(2) 書記の指名

■会長

続いて書記の指名ですが、米田主事をお願いします。

(3) 諮問事項

南相馬市農業農村活性化施設の廃止 について

■会長

それでは、それでは、諮問事項に入ります。「南相馬市農業農村活性化施設の廃止 について」を議題とします。

■課長

市長が別公務のため、総務部長から諮問を行います。

■部長

【諮問書の読み上げ】

■会長

それでは、ただいまの諮問の件について担当課から説明をお願いします。

■農政課

(説 明)

■会長

ただ今の説明について何かご質問はありますか。

■西山委員

この検討委員会が29年の11月から30年の1月に開かれたということですが、なぜこの時期になったのかということをお聞きしたい。この建物群が、大震災並びに放射線の問題で避難して使用不能になり、未だ線量が高いという状況にあったかと思います。震災後に壊れたものについては、市が独自に解体して壊したという時期があったわけですが、ここについては、市の所有物として検査・調査は事前に行われなかったのでしょうか。

■農政課振興係長

事前の審査ということでございますが、そちらについては、実施をしてございません。

■西山委員

審査じゃなくて、震災後の崩壊建物とか撤去すべき建物等の調査があったと思うんですけども、それはこの地域については、そんなに傷んでなかったということで調査をしなかったということですか。

■農政課振興係長

事前の罹災の判定については受けてございません。

■西山委員

市は、震災後ずっと建物撤去をやってきたわけですよ。震災の影響によって壊れて使用不能になったとすれば、もっと事前にそういう調査をすべきでなかったのかと。29 年まで調査をせずにいたのかどうかを知りたかったんです。これから撤去をするのに予算化をして、やらなくちゃいけないということを考えると、震災で使用不能になったとすれば、もっと早い段階で対応できたのではないかと思うんですよ。改めて、また費用が余計にかかるように感じたものですからお伺いをしています。

■農政課振興係長

施設については、老朽化によって壊れている箇所はございますが、震災によって壊れたというところはございませんでしたので、今に至ってるという状況でございます。

■会長

他に質問はありますか。

■齋藤委員

前回の地域協議会の際に、こちらの資料をいただいて、農政課を訪問しパブリックコメントが求められているということを知りました。私は締め切りの5月7日に向けて準備をし、提出を行いました。今、説明の中で、パブリックコメントが上がってきているという報告はありませんし、それを受けてどのように、農政課が考えているかについても表明がございませんでしたので、改めて、もし可能であれば、回答をお願いします。

■会長

確認します。齋藤委員、それは今回の諮問を受けたことについてのパブリックコメントがきているかどうかということでしょうか。

■齋藤委員

はい。

■農政課振興係長

齋藤委員からご指摘ありました、パブリックコメントについての報告を改めてさせていただきたいと思います。パブリックコメントについては、4月16日から5月17日にかけて、意見の募集をしまして、2名2件のパブリックコメントを寄せられているところでございます。そちらのほうの内容を報告させていただきたいと思います。

まず一つ目でございます。「耐用年数、放射線量等を考えると、廃止は止む無しと思います。震災前は市内において大人でもキャンプやバーベキュー等があつて、楽しめる施設があつたが、現在は皆無である。代替の施設の検討をお願いしたい」というご意見がございました。

そして、二つ目が、「施設の老朽化や運営管理上の問題により、農業農村活性化施設ハートランド原町が用途廃止されることは大変残念に思いますが、施設が抱える問題によってこの決定に至ったことも理解できます。当該施設の設置目的である地域資源を活用し、南相馬市農業農村体験交流による地域の活性化を図るためには、震災によるさまざまな問題や影響を乗り越え美しい自然や農業資源を有効に活用することによって南相馬市がすばらしい町であり続けるために欠かせないものと考えます。私たちは地域資源の活用を再認識し有効活用し市の発展のために努力すべきではないでしょうか。当該施設のコンセプトは維持しながら、農業分野だけにかかわらず、交流人口の拡大、観光や教育等のあらゆる地域資源の活用という考え方において新規施設の計画づくりを行政と市民が考える検討会の設置をお願いします」という2件のパブリックコメントをいただいております。回答ということですが、

まず、一点目については、当該施設については、その地域の農業者と連携した都市農村交流を主な目的として設置している施設でありまして、このようなキャンプやバーベキューを目的とした施設について作るという意見については、農政課のほうでは、なかなか難しいという状況でございますので、ご意見として承りたいと思っています。

また、二つ目の施設のコンセプトを維持しながら、農業分野だけでなく、交流人口の拡大や観光、教育等のあらゆる地域資源の活用というところでございますが、まず農政課で申し上げられる農業分野の都市農村交流というところで、こちらについては、現在、農家民宿というものが、市内で何カ所かあります。実際に農業体験をしながら、宿泊をしてその地域の農業の方と交流したり、いろいろ農作業体験ができる施設となっております。その部分については、農家民宿の活用をいただければと考えてございます。その他の教育等の分野につきましては、農政課の方では、この場でお話しすることは難しいというふうに考えております。

■ 齋藤委員

改めて、なぜパブリックコメントを出したのか、さらにそこに何が書かれていたのかを、私の口から説明いたします。南相馬市は、山川海があり、穏やかな気候に恵まれ、長い歴史があり、非常に住みやすいまちでありました。しかし、震災と原発事故によって、原発からの距離が各区を分断し、少子高齢化やさまざまな問題が現在でも続いています。そこで私は、平成26年4月から地域資源を活用した活動を行うため、南相馬サイエンスラボという団体をつくり、現在に至っています。自然科学・農業食育・環境保護・歴史文化、この4つのテーマにおいて、地域資源とは何か、それを強く訴えています。先日の日曜日には、農政課の協力を得ながら、親子農業食育教室第26回田植えをやってみようを実施しました。1年間耕作放棄地を田んぼにつくりかえ、1年間自分で毎日水の管理を行い、そして問題がないことを自ら確認し、JAふくしま未来にも協力をいただきながら、実施することができました。

ハートランド原町には、すぐれた地域資源を活用すると書いてあります。もちろん農政課ですから、農業に関すること以外は、お話しできないというのはもっともです。でも、そこにある宿泊施設や入浴施設やあるいは乗馬が体験できるなど、すぐれた施設がくれるのも南相馬市ならではです。そうしたものが老朽化し、運営にかかわる人たちが、解散状態にあるのは、やむを得ないでしょ。今壊れているところ直すためには、多額の費用がかかるのももちろんです。でも、南相馬市が震災から7年を経た今、何を指さなければいけないのか、それは、南相馬市の特徴を

生かした地域振興策にはかならないと思っています。現在のこの計画は仕方ないと思いますが、今、新市長が100年のまちづくりを掲げて市長に就任されました。この町の宝物をきちんと活用することが、この南相馬市に求められている課題ではないでしょうか。ですから、ハートランド原町が持っていた施設をよく見ると、南相馬市の特徴である乗馬や農業や宿泊や交流、そうしたものが実現されていたものだと思います。ですから、今ここで、この廃止について是非を問うということは、私は申し上げません。廃止はやむを得ないでしょう。でも、そこから何を学ぶのか。お金がかかる修繕費用がどうだ、それはわかります。でも、では、どのようなコンセプトでこのハートはハートランド原町をつくったのか、原点に立ち返って、津波によって北泉も海沿いのキャンプ場は壊滅状態です。では、広大な敷地を持っている馬事公苑はどうか。あそこは、火気を使うことができません。キャンプというものは自然と触れ合うとても素晴らしい体験です。

もし、南相馬市が交流人口を拡大し、100年先も輝いた町であり続けたいならば、やるべきことは、地域資源の活用です。ハートランド原町が持っていたコンセプトをもう一度理解し、そこをつくり直せとは言いません。でも、現代に見合ったものが必要ですから、それを今後はどうつなげていくのか、そうしたことを求めるために私は、パブリックコメントを提出いたしました。要旨の部分をさらに短く読んでいただきましたが、もし可能であれば、この委員の皆さんに、私が提出したパブリックコメントを配っていただきたいと思います。

■会長

お話が長いようなので、私の解釈でまとめさせていただくと、斉藤議員は、廃止についてはやむを得ないだろうというご意見をお持ちでした。加えて、これをつくった最初の原点を考えてもう少し大事にしてほしいということですね。それについては、この機会に、斉藤議員のほうでその部分についてある程度まとめたものを提言書として出して頂く方法があるのではないのでしょうか。それから、振興係長のほうにつきましては、今お話ありましたように、パブリックコメントとしてしっかり見ていただきたいということでしたので、もし齋藤議員のもので出していただけたものがあれば、次回見ていただくということで対応したいと思いますが、よろしいですか。

■農政課振興係長

会長からお話がありましたパブリックコメントの全文をきちんと皆さんに共有するという件でございますが、そちらは、いただいた意見に対する回答というものをきちんと作成した上で、然るべき時期に配布をさせていただければと思ってございます。

■会長

そちらで齋藤委員、よろしいでしょうか。

■齋藤委員

はい。

■会長

他にありますか。

■濱田委員

農協がバーベキューハウスを民間へ移譲し、管理運営から撤退ということでございましたけれども、譲渡された業者なりがいらっしゃるんだと思うんですが、どのような目的で譲渡を受けて、現在どのようにしているのかを分かる範囲で教えていただければと思いました。

■農政課振興係長

バーベキューハウスの譲渡先につきましては、個人の方のほうにお渡ししているという話は聞いておりますが、正式な名義については、把握しておりません。

■会長

私の方から 2 点ほどよろしいでしょうか。まず、一点目として、10 ページに活性化に係る対応方針で体験乗馬施設は、当面市が管理するとありますけれども、大体何年ぐらいなのでしょう。国からの補助が切れる年限だと思うんですが、それが何年かということです。次に、二点目は、活性化施設をたたむということになると、経費も発生すると思います。跡地利用がまだ決まっていないのですが、もしそれに対しての経費、予算面で考えていることがございましたら、お知らせください。もし予算がまだ決まっていないのであれば不明ということで結構です。

■農政課振興係長

まず、いつまで完了するのかという件でございますが、資料の 3 ページに施設名称等々の 1 番下に体験乗馬施設厩舎というものがございます。こちらの耐用年数は平成 34 年となつてございますので、最低この平成 34 年までは、市で管理をしていくということを考えているところです。また、解体費用については、あくまでも概算ということでお聞き頂きたいのですが、今のところ 3,447 万 8,000 円を概算費用としてこちらとしては把握しているというところでございます。

■会長

私の質問の意図は、このまま継続するとこれぐらいの赤字が出るというお話がありましたので、それとあわせて解体費用との比較を委員の皆さんに確認をいただければと思いました。当面管理する乗馬体験施設の経費もあと 4 年ぐらいはかかるということですね。

■西山委員

この施設の周辺は、放射線量が 0.23 マイクロシーベルト以上で高いところが多くあるということですが、34 年まで監視管理していくということであれば、今後のこの除染の計画とかはございますか。

■農政課振興係長

乗馬体験施設についての除染については、実施しておりまして、ただ、その後の追加除染については考えてございません。

■西山委員

そうすると 34 年まで管理はしていくが、使用は不可能だということの判断でい

いですね。この線量の高いところで使わせるということではないんですよ。

■農政課長

この体験乗馬施設厩舎については、鉄骨ということで、耐用年数が長くなっております。この厩舎については、ハートランドの農業体験実習館とは別に、近くの農家にこの施設の管理をしていただくということで、設置自体が農家の土地に設置をしているところでございます。こちらについては、平成 34 年まで活用するというのではなく、その農家さんで管理をしていただくということなので、使用はしないと考えているところでございます。

■会長

ご意見のほうを伺いたいと思います。齋藤委員のほうからは、先ほどもいただきましたので、そのほか、発表なさっていない方でご意見のほうをお願いいたします。

■西山委員

この検討委員会が 29 年から 30 年にかけてやったということで、以前は全然調査していなかったということですよ。これは農政課だけの話ではないと思うんですね。市で管理している建物施設に対しては、やはり震災及び福島原発事故以来の、こういう経過の中で、やっぱり適切な時期に調査をして、早い段階で不用なものはその時点で撤去もできるわけですから。後でまたこの撤去費用が何千万もかかるということではなくて、やはり適切な対応をいろんな施設建物に関して、市としてお願いしたいと思います。

■会長

他に質問がなければ、原町区地域協議会の意見をまとめたいと思います。

「南相馬市農業農村活性化施設の廃止 について」原町区地域協議会の答申は、妥当であると判断します。

■委員

(異議なしの声)

■会長

異議なしということですので、答申書を作成し提出したいと思います。事務局は答申書の作成をお願いします。答申書は後程提出することとし、(4) 報告事項に移ります。

(4) 報告事項

「(仮称) 原発 30km 圏外の市民の皆様に対する高速道路利用料金助成事業及び基金積立事業について」

■会長

それでは、報告事項に入ります。報告事項①「(仮称) 原発 30km 圏外の市民の皆様に対する高速道路利用料金助成事業及び基金積立事業について」について担当課から説明をお願いします。

■被災者支援・定住推進課
(説明)

■会長

本件は報告事項ですので、特に意見をまとめるというような形ではありません。説明についてご質問等受けて、広く理解をするという場だと思います。質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

■濱田委員

高速道路のふるさと帰還通行カードについては、対象者には理由があるんだろうと思うんですよ。しかし、それが鹿島区の人たちには、該当するかどうか。要するに、私は、原町区ですけども、目的が違ってたら、市の一体ということではなくて、違うだろうとちょっと思うんですけども。それともう一つ、これ所得として鹿島区の人を受け取るんじゃないかと思うんですよ。そうすると課税対象になるんじゃないかと思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

■復興企画部長

まず1点目ですが、今回、鹿島区に助成をするのは、ETCカードの利用分ということになります。市は、本来ふるさと帰還通行カードの導入を同じように鹿島区の区民にも同じ期間でという検討を当初はしておりました。ところが、ふるさと帰還通行カードは、ネクスコが法律に基づいて出しているカードでして、法律の改正がなければ、同じカードは出せない、あるいは、同じカードを出すのに法律を改正したとしても、システムの改修費10億円程度の負担を市に求めるというような協議の過程がありました。その両方については非常にハードルが高いだろうということで、市独自でふるさと帰還通行カードにできるだけ近い形を考えた結果が、今回の事業の内容です。今回の事業は、ふるさと帰還通行カードではありませんが、お持ちのETCカードを利用させていただいて、その利用分を償還払いで、2年間で10万円分のお支払いをするというような仕組みになっています。ですので、ふるさと帰還通行カードとほぼ同じような仕組みであります。その手法が違うということがあります。ただ目的としては、帰還通行カード同様に、東日本大震災及び原子力発電所の事故により、甚大な被害を受けた被災者の生活支援を対象としているという点で共通したものであります。これまでに、私たち南相馬市民全体として被災をしているという位置づけもございまして、全市民に被災証明も出していた経過があります。国の20km、30kmという区割りによって、さまざまな国からの支援などが違ってきた状況があり、いろんな面で一体化ができないということもありましたので、その部分を少しでも緩和したいということで、今回の事業に取り組んでいるということでございます。ですので、目的については、同じと考えております。

2点目のご質問ですが、これは所得になるのではないかとということですが、これは助成金ですので、上限はありますが、使った分について助成するということです。例えば、皆様の地域でも、団体等で活動されたときに、補助金や助成金などを受ける場合があると思います。そのような類だということをついていただいて結構ですので、所得ではないということをご回答したいと思います。

■濱田委員

法律によって、そういうふうになっている。ネクスコ東日本ですかね。その法律が 30km 外の鹿島の人たちが、該当してるのかどうか。それが法律でこういうふうな人たちに無料化するということが、鹿島区の人たちと合わない、我々 30km 圏内とは違うということになってしまうので、そのことが我々と一緒なのかどうかなんです。そうでないと一体化にはなんないんだろうと。その辺を伺ったんですけど。

■部長

法律は 30km というくくりで、定めていますので、30km 圏外の方については、ふさと帰還カードは発行されないというのが現状です。ただ、市の独自の政策として、今回、門馬市長の公約に掲げた政策ですが、その政策として、いろんな支援の差がある中で、高速道路の状況については、少しでも国の制度に近づくような形で支援をしたいというような趣旨であります。

■会長

法律的には、差はあるけども、南相馬市全体の市民という観点からすると、その差はできるだけ埋めたいという趣旨に沿って、補助しますよというのが、この事業の趣旨だと思いますが、濱田委員としては、そこで、何が問題になるかというところで心配なところの質問だったと思うんですが。

■濱田委員

報告事項のようですから、反対とかをいう場ではないんだろうと思いますが、市民としては、この事業には税金が入れられるわけです。20km 圏内とかの方は、避難を実際にされて、やはり大変な思いをされているわけです。実損がそこに伴わないと、それは、私は費用補てんというのは趣旨が違うと思います。確かに、市長は公約として入れたんでしょうけども、市の我々の税金をそこに入ると、多分そうなんだろうと思いますが、平等というのは、同じ環境下に置かれて初めて平等なんであって、置かれている環境が別個であれば、これは平等ではないだろうと私は思っているの、です。ですから、市民は一体だっていうけども、小高区、原町区、鹿島区あの震災で 30km で分けたのは、それなりの理由が、国としてはあったんであろうと。この理由をはっきりしないままに 30km で区切られたから、一体だからって助成するというのはいかなものかという思いが正直あります。20km 圏内、30km 圏内または別個みても全く違うだろうと。それをちゃんと説明もないままに、30km でないから、市で払ってくださいよと、市の管理であるんで。市長が自分の懐で払うのでしたら文句は言いませんが、我々が払うわけですから、それはちょっといかなものかと言いたくなるのが人情ではなかろうかと。よく協議が必要なのではないかと思ったもので反対とかじゃなくて、その趣旨をやっぱり考えていただければと思ったわけでした。

■復興企画部長

財源のお話がありました。市税を投入するのだというようなことですが、この財源ですが、ご説明をしなかったと思いますが、これは市が復興復旧基金を活用し、そこを財源といたします。その財源は、南相馬市が復旧復興のために使ってくださいというような意図をもって国から来ているお金がほとんどです。南相馬市は、総事業費の 6 割ぐらいしか市税を収納できない事態で、それ以外は、地方交付税で賄うような実態です。ですので、普通でも、やはり市で賄うことができないのです。

が、今回の復興事業については、市が独自で復興を考えていただきたいということで、国から来たお金を使うということでもあります。

■山城委員

私は 25km ということで、帰還カードを利用していますが、高速で宮城県大崎市から帰る途中で名取で降りたところお金がとられたんです。私、知らなかったもので、今回、補助にあたって、利用される方に十分によく説明をしていただいた方がベターだと思います。それからもう一つ、最後のページのこの表ですね、これも我々は、3月30日までとして、今回の事業は9月30日ということで差があるので、どうして差があるのか。あと、7億4,000万プラスの事務費とありますが、事務費は、ほとんどかからないように思うんですけど。

■復興企画部次長兼被災者支援・定住推進課長

事務費につきましては、山城委員がおっしゃるようにほとんどかからないという考え方もあるかと思うんですけども、業務を一部委託する関係があります。対象者が7,500人もおりますので、その方々の請求をまとめて支払える形にしなくてはいけないということと、あと上限を10万円に設定しているということから、その上限額をきちんと管理していかななくてはいけないということもありますので、そういった業務委託費、支払いをするに当たって、きちんとその通知を出して、これだけ利用されたのでこれだけ助成をします。残額はこれだけですよということのお知らせをしないといけません。そういった郵送料等もございますが、委託料の額としては、約2,000万円ほどの経費がかかるというふうには見込んでおります。

あとは、その区間ですね、委員がおっしゃるように、特にスマートインターが今年1カ所だけ追加になっています。ですので、勘違いされないようにですね、松川のスマートインターは便利ですので、そこから降りられたりすると対象外になってしまいますから、その辺は十分周知をしていきたいと考えております。

■濱田委員

この7億4,000万円は、国からのお金ということなんですが、このために国がよこすのか、あるいは、市全体の補助としてよこすのかを確認したかったんですけど。これだけの為によこすのであれば、何の問題もないですけども。要するに、どこに使ってもいいお金でないのか確認させて下さい。

■復興企画部長

この事業というのは、今年になってから考えた事業で、基金の財源は23年度、震災の年に国から一括でいただいております。それを基金というところに積んで貯金をしてまして、市で必要な事業にこれまで活用してきたというようなところがあります。

■西山委員

事前の資料とこの今日配られた資料との違いがちょっとあるんですが、この裏の1番裏の表ですね。6番と7番でちょっと質問したいんですが、新たに30km圏外の鹿島に関するもので、ETCレーン及び一般レーンを使って確認するとなっておりますが、これは、一般レーンを通っても確認はできるんですか。その辺をちょっと確かめたいのですが。

■復興企画部次長兼被災者支援・定住推進課長

E T Cカードを持っていれば一般レーンで通行することは可能です。車載器が付いていない車両であっても、一般レーンの出口で入口でとった通行券をE T Cカードと一緒に提示すれば、E T Cカードで通行したという扱いになります。ただ一つ問題なのは、一般レーンの場合は、割引はききませんので、通常料金の扱いになります。

■西山委員

そうしますと、あくまでもE T Cカードを使われて差し引かれてきた表によってチェックをするということですね。

■復興企画部次長兼被災者支援・定住推進課長

はい。そのとおりでございます。

■齋藤委員

こちらの表の上限額がありということですね。5番の要件のところですが、2年間で10万円×家族の人数というふうになってますが、この家族の人数というのは、赤ちゃんでもいいんですか。

■復興企画部次長兼被災者支援・定住推進課長

平成23年3月11日時点で、住民であった方ということになれば、当然そのときに生まれた方も対象になってきます。ただ、制度開始のときに残念ながら亡くなった方は、対象になりません。例えば、4人世帯であって、平成23年3月11日時点で4人全員の方が該当するということで、この対象区域の住民だとすれば、赤ちゃんやお年寄りに関係なく、対象になってくるということでございます。この場合は、上限が40万円になるということでもあります。

■齋藤委員

E T Cカードは、個人のものになると思うんですが、ご夫婦でそれぞれがE T Cカードを持っていって、4人家族であった場合は、どのようになるのでしょうか。例えば4人家族でご夫婦は、両方ともE T Cカードを持っているというような場合はどのように計算されるのでしょうか。

■復興企画部次長兼被災者支援・定住推進課長

カードにぶら下げる人数はそこご家族で決めていただいて結構ですし、カード一枚でしか登録しないということであれば、例えば、該当する家族が4人である場合は、40万を1枚で登録しても構いません。または、2枚で、20万ずつ分けていただいても結構です。ですから、そのカードの利用の状況によっては、額を変えていくと。そこで上限額だけは決めさせていただくというような考えであります。

■西山委員

今のは違うんじゃないですか。E T Cカードを利用した名義人に対する補償でしょ。そうじゃないんですか。家族に対する補償になるんですか。

■復興企画部次長兼被災者支援・定住推進課長

カードの枚数にその世帯の人数が何人ぶら下がっていくかということです。例えば、4人世帯で、上限40万円で定まっていますので、世帯にカード1枚しかなければ、その1枚に40万円という額が設定されるわけです。その設定については、それぞれのご家庭の判断ということですので、これでご理解いただきたいと思います。

■西山委員

4人家族だって4人それぞれ1人ずつカードを持っていればね。4人乗ってたから4倍の補償ということじゃないでしょ。上限額とかなんかじゃなくて、カードでいく。そのETCカードを積み重ねていって、その家族で4枚なら4枚で、1年で使ったから、それぞれカード1枚に対して、上限が5万円だという意味でしょう。

■会長

つまり、予算を立てるのに、その家族でどれくらいまで上限でお金を出すかっていうのが今の話なんです。ですから、その家族の中で何枚かETCカードをもっていようと、家族4人だったら40万が上限ですよっていう解釈でよろしいんですよね。これは、何枚持っても、4人家族であれば40万ですよっていう話ですよ。

■復興企画部次長兼被災者支援・定住推進課長

はい。そうです。例えば、家族が4人であれば上限は40万円となり、何枚ETCカードを持っても、そこにぶら下げる額については、家族で決めて頂いて。あくまでも、その上限は40万円になるということになります。

■西委員

ETCカードですけども、ふるさと帰還通行カードは、写真付きで個人できちんと使ってますけども、ETCカードについては、チェック機能はどのようにやるんですかね。さっき40万っていう限度があれば、私が他の人に渡せばその人が使えますよね。

■復興企画部次長兼被災者支援・定住推進課長

チェックができるかできないかということになれば、機械を通されれば分からないということです。ただ、約款上、これは、どこのETCカード会社の解釈もそうですし、確認もしましたが、貸与は禁止されています。ですので、そういった対応があれば、約款上の規定を破ったということになります。ETCカードの返還命令があるということもあります。基本的に利用している方あるいは、その家族の方の口座から料金が引かれますので、約款上も禁止されていますので、貸与に関しては、あり得ないのかなと思っております。その部分については、今回の事業に関しましては、きちんと誓約をとらせていただきます。約款上、禁止ということもさることながら、改めまして申請者の方については、貸し借りはしないということを守っていただく為にも最初に宣誓していただくような形にしたいと思っております。

■渋谷委員

助成金の支払いの仕組みについてお聞きしたいんですが、まず、カード会社からは一旦引き落とされるんですよね。その額を後で補てんしていただくということでしょうか。それは、どれぐらいのスパンでですか。

■復興企画部次長兼被災者支援・定住推進課長

先ほどもご説明したように、利用明細は翌月あるいは翌々月にカード会社から届きますが、ネクスコ東日本と話をしたんですけれども、具体的にはご本人の承諾を持ってネクスコ東日本からその利用状況を取得します。毎月取得するような形になります。それを、予定では3カ月ごとにまとめまして、3カ月を1単位として、3カ月後の翌月か翌々月には、指された口座のほうにお支払いしていくということをして2年間繰り返していくというような状況です。ですので、利用者が各々、そのクレジットカード会社から届いた明細を持って請求書をつけて、毎月、鹿島区役所に来るといようなことは、なるべく避けるような形で今方法を検討しているという状況であります。

■山城委員

ここで、問題だけでも、いろいろ問題として上がってますんで、先ほども言ったようによく説明をつけて配布をお願いしたいと思います。

■岡崎委員

多分、今日の資料に付いていないので、ちょっといろいろ皆さん推測でお聞きしているところはあるかと思うんですけども、ふるさと帰還通行カード利用約款と同様に、同じような内容の約款を渡してやっていかれるんだらうなとは思いますが。その分の資料なり説明なりのところをつけ加えていただくと、お話が進みやすいのかなと思います。

■会長

ありがとうございました。ご意見という形でご検討ください。それでは、他に質問がなければ、以上で報告事項を終わります。

(5) その他

■会長

諮問事項への答申の前に、議事の(5)「その他」に移ります。事務局または委員から何かございますか。

■齋藤委員

地域協議会の委員になったことで、いろんな市民の方とお話しをする機会が少しずつ増えてます。その中で、今回、適切かどうかわかりませんが、例えば小高区に施設ができる予定になっていて、愛称というか、名前が募集されているということがありますね。南相馬市の駅前に、南相馬市民情報交流センターという長い名前の施設があって、いつも説明する際に、駅前の図書館の中にある施設だというふうにお話ししなければいけないことにとっても苦労しています。そうした名前というものを公募するというのが、もしできれば、例えばゆめはつとのように愛称っていうものができれば、小高区の人にも説明する際に、簡単ですし、鹿島区の人たちに説明する際にも、簡単だと思うんです。そうしたことが、この場が適切かは、わかり

ませんが、ちょっとその他の中でお話ししてみました。

■会長

ネーミングですね。何か提案とかの形で出していただけるのでしょうか。

■事務局

委員提言という形で提出していただくことも可能ですので、地域協議会委員として提出頂ければと思います。

■会長

他にございますか。なければ、議事（５）その他を終了します。

（３）諮問事項 への答申

■会長

ここで、先ほどの諮問に対する答申書ができましたので、文面の確認をお願いします。この内容でよろしいですか。

■委員

（異議なしの声）

■会長

【答申書の読み上げ】

５ その他

■会長

次第５のその他について、事務局または委員から何かございますか。

■事務局

今回の地域協議会については、来月６月については議会開催月であることから、慣例により地域協議会は、開催いたしませんので、今回は、７月となります。現時点で、本日と同じこの場で、７月１７日午後１時３０分からを予定しております。皆様のご都合はいかがでしょうか。

■会長

皆さん、もし都合が悪くなったという方がいれば、事務局側へ連絡頂きたいと思います。その他なければ、以上で本日の日程は全て終了いたします。スムーズな議事の進行にご協力ありがとうございました。

６ 閉会

■事務局

以上をもちまして、第２回原町区地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。